

香美町地域産業活性化 人材育成支援事業

従業員の技術力や経営力などの向上を目指す中小企業者の皆様へ、研修等にかかる経費の補助を行います。

補助対象者

以下のいずれにも該当する事業者

- 町内に本店又は本所を有する
- 町の徴収金に滞納がない
- 申請事業について、同種の補助金等を町から受けていない、又は受けようとしていない

補助内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率
講師等を招き、従業員向けの研修等を申請者が開催する	○会場等使用料 (申請者所有施設は除く) ○講師謝金 (交通費※2、宿泊費※3等含む) ○教材費、資料代	■対象事業費の1/2以内 ■1事業につき上限5万円
従業員を派遣して研修等※1を受講させる	○受講料 ○受講に義務付けられた教材費 ○交通費※2、宿泊費※3	■対象事業費の1/2以内 ■1受講者1事業につき、上限2万円※4
従業員を派遣して、資格の取得及び技術の習得のための研修等※1を受講させる	○受講料 ○受講に義務付けられた教材費 ○交通費※2、宿泊費※3 ○受験に要する経費(受験料等)	
事業者が推奨する資格取得を目的とした通信講座	○受講料 ○教材費	

※1 他の機関が開催するものです。 ※2 公共交通機関の利用に係る費用に限ります。

※3 宿泊費の上限は10,000円以内です。 ※4 例えば1事業で受講者2人の場合、上限4万円となります。

注意事項

- 講演会・視察のみの事業及び自動車免許取得のための研修等は対象となりません。
- 申請回数に制限はありませんが、1事業者に交付する補助金の上限は、当該年度中で合計**20万円**です。
- 受講者は、雇用期間の定めのない正規従業員が対象です。
- 1事業1回又は1人につき補助対象経費5,000円以上で申請ができます。ただし、他の機関から助成を受ける場合は、その分を控除した金額が補助対象額となります。
- 補助金の額は、1,000円未満切り捨てにより算出します。
- 事業終了後に事業報告書等の提出が必要になります。

申請について

研修等受講開始日の10日前までに、申請書と添付書類を役場観光商工課までご提出ください。申請から補助金交付までの流れについては裏面をご覧ください。(香美町ホームページから様式等ダウンロードすることができます。<URL <http://www.town.mikata-kami.lg.jp/>>)

<お問合せ先>

香美町役場観光商工課 TEL 0796-36-3355 (直通)

裏面もご覧ください

申請時提出書類

- 香美町地域産業活性化人材育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 研修等の受講申込書の写し
- 研修等の内容（カリキュラム等）を明示するものの写し
- ※研修等受講開始日の10日前までにご提出ください。**

事業終了時提出書類

- 香美町地域産業活性化人材育成支援事業実績報告書（様式第5号）
- 収支決算書（別紙4）
- 受講成果報告書（別紙5）
- ※各事業所で定めている様式があればそちらでも可（研修報告書等）
- 研修等の受講に要した経費の領収書の写し
- 資格取得の場合は、合格通知書の写し
- 香美町地域産業活性化人材育成支援事業補助金請求書（様式第6号）

その他

申請内容に変更が生じる場合は「香美町産業活性化人材育成支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）」、「収支予算書（変更）（別紙3）」の提出が必要となります。

